

大和市告示第57号

大和市障害福祉サービス等地域拠点事業所配置事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成31年3月28日

大和市長 大 木 哲

大和市障害福祉サービス等地域拠点事業所配置事業費補助金交付要綱の一部を改正する
要綱

大和市障害福祉サービス等地域拠点事業所配置事業費補助金交付要綱（平成23年大和市告示第46号）の一部を次のように改正する。

第2条中「（以下「事業者」という。）」を削り、「の規定により神奈川県から受託した」を「に規定する拠点事業所を運営する」に改める。

第3条中「補助の対象とする事業」を「補助事業」に改め、「（以下「補助事業」という。）」を削る。

第5条中「補助金の交付を受けようとする事業者」を「申請者」に改める。

第6条中「補助金の交付決定を受けた事業者（以下「補助事業者」という。）」を「補助事業者」に改める。

第8条第3項中「5年間」を「10年間」に改める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。